

福 祉 推 進

高 齡 者 福 祉
介 護 保 險
生 活 保 護
障 が い 福 祉
地 域 福 祉
福 祉 施 設



高 齢 者 福 祉（長寿支援課・生活福祉課）

令和5年4月1日現在の高齢化率等（山形市 30.7%、市老年人口73,257人）

1 介護予防・日常生活支援総合事業

一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが予想される中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で支え合い、介護予防を進めていくことが大切である。このことから2015年の介護保険法の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」が創設され、山形市では平成28年3月から実施し、住み慣れた地域で支え合う体制づくりを進めている。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されている。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

対象者：①要支援1・2と認定されている方

②基本チェックリストに基づく判定の結果、生活機能の低下がみられた方（事業対象者）

訪問型サービス (令和4年度実績)

事業名	実人数
訪問型サービス（従前相当サービス）	7,095
訪問型サービスA	289
訪問型サービスC（おいしく栄養あつぷ訪問）	50

通所型サービス (令和4年度実績)

事業名	実人数
通所型サービス（従前相当サービス）	12,941
通所型サービスA	2,216
通所型サービスC（山形市元気あつぷ教室）	1,141

地域支え合いボランティア活動支援事業

住民主体の多様な生活支援が地域で展開されるよう、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービスBとして、高齢者への買い物・掃除・ごみ出し・雪かき等の生活支援や交流の居場所づくりを行うNPO、ボランティア団体に対し、活動の立ち上げや運営に要する経費の補助を行った。

また、令和元年度より、通所型サービスB等への送迎や、通院・買い物など生活支援と一体的に行う移動支援（訪問型サービスD）を補助対象に加えた。

・申請団体数（令和4年度実績）

立ち上げ補助 80千円1団体（通所B 80千円）

運営補助 3,546千円17団体（通所B 1,686千円、訪問B 1,760千円、訪問D 100千円）

介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び基本チェックリスト該当者に対して、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか、一般介護予防事業や民間の生活支援サービスも含めた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるような支援を行い、高齢者の介護予防と自立支援を図る。

ケアマネジメント件数 (令和4年度実績)

類型	依頼書受理件数
ケアマネジメントA	13,364
ケアマネジメントB	1,648
ケアマネジメントC	15

(2) 一般介護予防事業（令和4年度実績）

対象者：65歳以上のすべての方

① 介護予防把握事業

・75歳節目アンケート 3,505（把握数）

・80歳節目アンケート 2,076（把握数）

② 介護予防普及啓発事業

・訪問型介護予防サポート訪問 283件

・お口若がり講座 16回 261人

・介護予防教室 27回 359人



- ・地区介護予防講座 20回 439人
- ・認知症初期スクリーニングシステム「これって認知症？」 アクセス数 4,734件

③ 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場立上げ・継続支援

15回 315人（令和4年度実績）

実施会場数104カ所（令和5年2月末現在）

2 高齢者の介護予防・健康づくり事業

(1) 聴こえくつきり事業

「聴こえ」の状態を改善し、人とのコミュニケーションや社会活動への参加を促進することで、高齢者の社会的孤立を防ぐとともに、介護予防や認知症予防、ひいては健康寿命の延伸につなげることを目的に総合的なヒアリングフレイル対策として、医・産・学・官が協働し、5つの要素（普及啓発、早期発見、早期対応、フォローアップ、データ分析）をパッケージ化した好循環による事業として実施した。

- ・普及啓発 介護予防教室 1回 参加者数 44人
 - ・早期発見 ヒアリングフレイルチェック 2回 参加者 85人（ヒアリングフレイルチェック60%未満 35人）
 - ・早期対応 ヒアリングフレイルチェック60%未満のうち医療機関を受診した者 29人（令和5年5月末現在）
- 補聴器購入費補助 2名（令和5年3月末現在）

3 高齢者の生きがいがづくり支援事業

(1) 老人クラブの運営支援

① 老人クラブ活動の支援

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である「単位老人クラブ」及びその母体となる「山形市老人クラブ連合会」の活動を支援し、生きがいがづくりや社会参加機会の充実、健康増進等を図る。

- ・単位老人クラブ 67クラブ、会員数 2,710人（令和5年4月1日現在）

② 高齢者交流サロン運営補助事業

高齢者交流施設「高齢者交流サロン」の運営を支援し、高齢者の生きがいがづくり、健康増進等を図る。

- ・運営主体 山形市老人クラブ連合会

(2) 山形市シルバー人材センターの運営支援

多様なニーズに対応した就労機会の確保・提供を行う「山形市シルバー人材センター」を支援し、就労を通じた活力ある地域社会の実現と福祉の向上を図る。

(3) 鈴川交流センター（元五十鈴公民館）の利活用事業

鈴川地区を担当とする地域包括支援センターの移転先及び地域住民の集いの場として、鈴川交流センターを賃貸し、地域福祉の拠点として活用を図る。

4 敬老祝品等贈呈事業

数えで88歳（米寿）、100歳の高齢者に対して、その長寿を祝福するとともに敬老の意を表し、福祉の増進に寄与するため、祝金品を贈呈している。

また、婚姻後期間が50年を経過しているご夫婦に賀詞の贈呈をしている。

令和4年度実績

88歳（米寿）	賀詞・額縁	1,719人
100歳	祝金10万円	169人
金婚者	賀詞・額縁	426組

5 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

高齢者の介護や介護予防などの面で心配な方、在宅生活に関して不安をお持ちの方などに対し、社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員といった各種専門の職員が電話や来所対応、家庭への訪問により相談や指導、助言を無料で行う。

また、公的サービスの利用調整や申請代行を行うとともに、地域高齢者の実態を把握する。

地域包括支援センター設置数 14カ所（令和元年度1カ所増設）

基幹型地域包括支援センター設置数 1カ所（平成27年度設置）

6 認知症サポーター養成事業

認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人（認知症サポーター）を1人でも多く増やしていくことで、「認知症になってもだれもが安心して暮らせるまち」を地域住民の手でつくりあげることがを目的に認知症サポーター養成講座を実施している。

受講人数 1,277人（令和4年度実績） 29,307人（令和4年度末累計）

7 地域ケア会議

高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援を行うとともに、地域課題を把握し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現を目指すため、多職種協働の地域ケア会議を実施する。

自立支援型地域ケア会議 28回 55事例のうち、地域包括支援センター主催14回 27事例（令和4年度実績）
個別地域ケア会議 80回（令和4年度実績）

8 在宅医療・介護連携推進事業

地域における医療・介護関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、在宅医療・介護連携室を設置し、連携に関する相談対応、医療・介護関係者の研修の開催、医療・介護サービス資源情報の把握及び公開等を行う。

在宅医療・介護連携室「ポピー」の設置（平成27年4月設置）

介護予防から終末期までを含む人生会議（ACP）の普及啓発動画（令和3年度制作）や在宅療養事例集などを活用し、地域住民、医療・介護関係者へ普及啓発を図る。

9 生活支援体制整備事業

高齢者の生活を支援するため、介護保険サービスだけでなく、ボランティア・NPO・地縁組織・民間企業等の多様な主体や住民参加による支え合いの仕組みづくりを行うため、生活支援コーディネーターを配置し、資源開発や基盤整備、多様な主体間のネットワーク構築を図る。（平成27年4月より実施）

第1層生活支援コーディネーター（市全域） 1人配置（平成27年4月配置）

第2層生活支援コーディネーター（日常生活圏域毎）16人配置（令和元年度1名、令和5年度2名増員）

10 AIケアプラン作成支援モデル事業

ケアマネジャー等がAIを活用して、介護予防・自立支援に資する適切なケアマネジメントを行うことができる体制構築を目指し、令和元年12月25日に県内企業であるNDソフトウェア株式会社と「先進技術を活用した介護・福祉の推進に係る連携に関する協定」を締結した。令和3年度は、試験的なAIケアプランの作成に加え、山形市版のAIを構築するためにNDソフトウェア株式会社へ山形市の介護データを提供した。令和4年度はそのデータを活用し、全国版AIと山形市版AIとの比較及び効果検証を行った。

11 認知症施策推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、保健・医療・福祉・地域が連携した早期発見や進行防止に向けた支援や見守り、その他地域支援体制の構築に向けた取り組みを行う。

(1) 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、医療・介護サービスを受けていない認知症が疑われる人やその家族を訪問し、状況把握、環境改善、受診勧奨などの初期支援を集中的に行うとともに、認知症の専門医等を含めたチーム員会議において評価・観察を行う。

認知症初期集中支援チーム設置数 2チーム（平成27年7月設置）

(2) 認知症地域支援推進員

認知症に関する医療と介護の連携強化や地域における支援体制を構築するため、認知症の人やその家族への相談支援、認知症の人と関係機関を結び付けるコーディネート、地域資源の情報収集や提供、認知症に関する研修の企画などを行う。

認知症地域支援推進員配置数 2人（平成27年7月配置）



12 徘徊高齢者支援事業

徘徊の可能性がある高齢者の情報を山形市と警察に事前に登録しておくことで、登録者が実際に行方不明になったときに、捜索に必要な情報を迅速に関係機関に提供することができ、早期発見・早期保護につながる仕組みとして、「おかえり・見守り事前登録制度」を実施している。

登録件数 467件（令和4年度末現在）

13 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等、判断能力が不十分なため成年後見の申立てを必要とする方のうち、身寄りがないあるいは虐待を受けている等の理由で親族による申立てが期待できない高齢者に対しては、市が代わって申立てを行うことで本人の生活支援を図る。また、そのうち申立て費用や後見人報酬が負担できない低所得高齢者等に対してはその費用を助成し、より幅広い制度利用を促す。市長申立て以外の親族申立て者へも報酬助成制度の周知を進め、報酬助成を通じた成年後見制度の更なる利用促進を進める。

申立件数 28件（令和4年度実績）

報酬助成件数 47件（令和4年度実績）

14 山形市成年後見センター業務委託

成年後見制度を利用する際の利用者支援をさらに充実させるため、相談から利用に至るまでの一貫した支援体制の構築や、成年後見人の受任者調整機能などを目的として、平成25年5月1日に「山形市成年後見センター」を設置した。

同センターの機能には、制度利用に関する相談、相談ケースへの対応、申立て手続きの支援、後見人受任者調整、後見人に対する支援、広報・普及活動、市民後見人の養成に関する講座の実施などがあるが、こうした業務を山形市社会福祉協議会に委託して実施している。

15 福祉の地域づくり推進事業 ※生活福祉課

地域で支援を必要とする人々が安心して生活することができるよう、山形市社会福祉協議会が実施する福祉協力員活動のほか、地区社会福祉協議会が、地区住民自らが主体となって取り組む活動を支援し、促進する。

福祉協力員 1,439人（令和4年度末現在）

16 介護サービス相談員派遣事業

所定の研修を受けた介護サービス相談員が、介護サービス事業所等へ訪問し、介護サービス利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、利用者と事業者が意見交換のできる環境をつくり、介護サービスの質の向上を図る。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、会議や研修派遣を中止した時期もあったが、事業所と協議の上、利用者との面談を一部再開した。

介護サービス相談員 16人

17 在宅介護支援住宅改修補助事業

介護が必要となるような自宅内での不慮の事故を防止し、介護が必要になっても在宅生活が続けられる環境整備のための住宅改修工事費用の一部補助をする。

令和4年度実績

交付者数 21人、交付額（1件あたり平均） 153千円

18 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等で疾病等のために日常生活に注意を要する方に対し、緊急通報装置を設置することにより、緊急対応と定期的な安否確認を行い、在宅生活を支援する。

登録者数 232人（令和4年度末現在）

19 高齢者移送サービス事業

ねたきり状態の高齢者に対し、リフト付車両・ストレッチャー装着車両による移送サービスを実施し、利用者及び介護者の負担を軽減することを通して、居宅からの通院手段の確保を図り、在宅生活の継続を支援する。

延べ利用回数 387回（令和4年度実績）

20 在宅ねたきり高齢者等歯科診療支援事業

在宅でねたきりの状態にある高齢者及び重度心身障がい者で、歯科医療機関に通って診療を受けることが困難な方に、歯科医師が往診診療を行う。

申込者 275人、往診終了者 258人、延べ往診回数 1,673回、平均往診回数 6.4回（令和4年度実績）

21 高齢者及び障がい者雪かき等支援事業

単身世帯、高齢者及び障がい者世帯に対して、軽微な除雪サービスを実施し、冬期間の高齢者の閉じこもり防止のための支援をする。

登録世帯 46世帯、実施回数 133回（令和4年度実績）

22 雪下ろし補助事業

高齢者、介護保険認定者、障がい者及び母子世帯の積雪による被害を未然に防止し、対象世帯の心身の安定を図るため、雪下ろしができない方に対し、その雪下ろしに要する経費について補助金を交付する。（住民税非課税世帯が対象）

雪下ろし 2世帯、間口処理 0世帯（令和4年度実績）

23 家族介護者交流激励事業

ねたきり状態又は重度の認知症高齢者を介護している方が心身のリフレッシュを図るため、介護者相互の交流会等を開催する。令和4年度は例年の開催時期において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化していたことから、交流会の開催を検討したが、実施は困難であった。

24 紙おむつ支給事業

ねたきり状態又は重度の認知症高齢者の家族等に対し、紙おむつを支給することにより、本人及び家族の精神的、経済的負担の軽減を図る。

支給内容 月額 7,000円限度（配送料除く）

登録者数 404人（令和4年度末現在）

25 ねたきり高齢者等介護者激励金支給事業

ねたきり状態又は重度の認知症高齢者を在宅で一定期間介護している家族介護者に対し、その介護に対する激励のために激励金を支給する。

支給額 50,000円

支給人数 449人（令和4年度実績）

26 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

大森・銅町・薬師町・南山形の各シルバーハウジングに入居している高齢者が自立して安心かつ快適な生活を営むことができるよう、生活援助員を派遣して入居者の日常生活支援を行う。

令和4年度末現在入居世帯数（入居世帯/定数）

・大森シルバーハウジング 23/28世帯	・銅町シルバーハウジング 33/36世帯
・薬師町シルバーハウジング 18/18世帯	・南山形シルバーハウジング 19/20世帯

27 養護老人ホーム入所措置

おおむね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置することで、生活の安定を図る。

入所措置者数 112人（令和4年度末現在）

28 高齢者福祉施設整備事業

在宅での介護が困難となった高齢者が必要なサービスを受けられるよう、山形市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）に基づき、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備（転換を含む。）を図る。

また、災害発生時、停電・断水時においても必要な医療・介護サービスが提供されるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備、水害対策強化に伴う整備に対し支援を行う。

令和4年度整備実績

① 転換

- ・特別養護老人ホーム（短期入所生活介護からの転換） 22床
- ・特定施設入所者生活介護（住宅型有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅からの転換） 62床

② 施設整備（開設準備）

- ・認知症対応型共同生活介護 1事業所 18床（令和5年4月開設）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所（令和5年4月開設）

29 愛の一声運動

虚弱なひとり暮らしの高齢者に対し、週2回乳酸菌飲料の配達訪問を行い、安否確認などの見守りを実施している。
登録者数 187人（令和4年度末現在）

30 高齢者外出支援事業

高齢者の外出する機会を確保し、その拡大を図り、閉じこもりを防止するとともに、住み慣れた住宅に元気で継続して生活できるように、山交バス株式会社との共同事業として、同社が販売するICカードによる「シルバー3ヶ月定期券」を交付し、高齢者の外出を支援した。令和4年7月からは、定期券による乗車区間を山形市内とし、自己負担額を除く乗車運賃相当額を山形市が負担する事業形態とした。

延べ利用者数（令和4年度実績）

70～74歳	75歳以上	70歳以上（自動車運転免許証返納者）	計	実人数
443人	3,313人	357人	4,113人	1,327人

31 運転免許証返納者タクシー券交付事業

運転が難しくなった高齢者に、適切に運転免許証を返納していただくとともに、返納した高齢者の閉じこもり防止、また外出するきっかけづくりとするため、運転免許証の自主返納を行った方に、タクシー券20,000円分を交付する。（1回限り）
交付者数 748人（令和4年度実績）

※令和3年度より20,000円に増額。（令和2年度まで5,000円）

32 高齢者移動支援サービス検討事業

高齢化の進展やバス路線の減少等により、移動や買い物等の日常生活に支援が必要な高齢者が増加している中、既存の民間タクシー等への同乗をコーディネートする事業をはじめとした、高齢者のニーズに基づく新たな移動支援サービスの検討やモデル地区となる住民との協議を行い、モデル事業を実施する。

令和4年度実績

実施地区数2地区（出羽、南沼原）、コーディネート回数85回、延べ乗車人数258人

33 老人福祉施設整備事業

利用者の安全安心を確保し、施設の長寿命化を図るため、山形市高齢者福祉施設整備計画に基づき、施設の改修工事を行う。

令和4年度改修工事等実績

・あたご荘自動給水ユニット更新工事	2,882千円
・菅沢荘給水ポンプ更新工事	9,680千円
・菅沢荘昇降機改修工事	19,853千円
・菅沢荘昇降機仮設電源切替工事	1,287千円
・菅沢荘火災通報装置更新工事	440千円
・菅沢荘非常放送設備更新工事	1,298千円
・漆山やすらぎ荘女子WC照明器具交換工事	880千円
・大曾根さわやか荘貯湯槽更新工事	12,949千円
・大曾根さわやか荘源泉水中ポンプ更新工事	4,950千円

34 高齢者個別避難計画作成モデル事業

市内全要支援者の個別避難計画作成に向け、モデル地区を選定して、優先度の高い要支援者(高齢者)に対して個別避難計画を作成するモデル事業を実施する。また、要支援者と居宅介護支援事業所、民生委員等の地域避難支援者との平時からの顔の見える関係性の構築を促進する。

35 生産性向上モデル事業

介護現場において、業務の効率化等による介護サービスの質の向上や介護人材の確保と定着を促進するため、介護現場の革新に向けた総合的な取り組みを実施する。令和4年度は、専門のアドバイザーが業務改善や職場環境の改善の伴走支援を行った。

生産性向上モデル事業、フォローアップセミナー、実践報告会の実施

- ①生産性向上モデル事業の実施(1事業所)
- ②働きがいのある職場づくりのための実践ワークショップ開催(令和4年8月8日 17名参加)
- ③介護現場の「生産性&働きがい」向上フォローアップセミナー(令和5年2月3日、27日 8名参加)
- ④介護現場の業務改善成果報告会(令和5年3月24日・31名参加)



介 護 保 険 (介護保険課)

1 被保険者数 (令和5年3月末現在)

	第一号被保険者 (65歳以上の人)	第二号被保険者 (40～64歳の人)
被保険者数	72,991人	79,592人

※第二号被保険者は、住民基本台帳登録者数より適用除外施設入所者等を除いた数

2 第一号被保険者の保険料

介護保険の第一号被保険者 (65歳以上の方) の保険料は、各市町村の介護サービスの利用見込、第一号被保険者数によって決まるが、山形市の令和3～5年度の保険料は、基準額で69,600円 (年額) となる。

一人ひとりの保険料は、この金額を基準に所得状況等に応じて11段階に設定される。

[令和5年度分]

対象者		保険料段階	保険料年額 () は月額換算
本人 住民 税 非 課 税	○生活保護受給者	第1段階 (基準額×0.3)	20,800円 (1,734円)
	○老齢福祉年金受給者		
	○本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の 合計所得金額の合計額が80万円以下の者		
	○本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の 合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者	第2段階 (基準額×0.5)	34,800円 (2,900円)
	○第1段階、第2段階に該当しない者	第3段階 (基準額×0.7)	48,700円 (4,059円)
	○本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の 合計所得金額の合計額が80万円以下の者	第4段階 (基準額×0.85)	59,100円 (4,925円)
本人 住 民 税 課 税	○本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の 合計所得金額の合計額が80万円超の者	第5段階 (基準額)	69,600円 (5,800円)
	○本人の前年中の合計所得金額が120万円未満の者	第6段階 (基準額×1.2)	83,500円 (6,959円)
	○本人の前年中の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の者	第7段階 (基準額×1.3)	90,400円 (7,534円)
	○本人の前年中の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の者	第8段階 (基準額×1.5)	104,400円 (8,700円)
	○本人の前年中の合計所得金額が 320万円以上400万円未満の者	第9段階 (基準額×1.7)	118,300円 (9,859円)
	○本人の前年中の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の者	第10段階 (基準額×1.8)	125,200円 (10,434円)
○本人の前年中の合計所得金額が 600万円以上の者	第11段階 (基準額×1.9)	132,200円 (11,017円)	

※1 世帯は、当該年度4月1日時点での住民登録の状況による。

※2 老齢福祉年金とは、大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた者のうち、一定の要件を満たす者が受けている年金。

※3 公的年金等収入金額とは、老齢年金や退職年金の収入金額で、障害年金や遺族年金等の非課税年金は含まない。

※4 合計所得金額とは、

- ・収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額。
- ・第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得額」を控除した金額を用いる。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。
- ・第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用いる。
- ・土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用いる。

※5 第1～3段階の保険料については、国の施策(公費による保険料軽減の強化)により負担軽減が図られている。

3 令和4年度第一号被保険者保険料収納額 (令和5年5月末日、決算額)

	調定額	収納額	収納率
特別徴収	4,597,023,800円	4,597,023,800円	100.0%
普通徴収	351,163,700円	323,633,020円	92.16%
計	4,948,187,500円	4,920,656,820円	99.44%

4 要介護(要支援)認定

(1) 認定審査会・認定審査会開催回数

委員数 84人 21合議体

委員構成 医師 21人 歯科医師 5人 薬剤師 3人 看護師・保健師 10人

理学療法士 9人 作業療法士 8人 社会福祉士 13人 介護福祉士 7人

精神保健福祉士 8人

審査会開催数(令和4年4月～令和5年3月) 295回

審査判定件数(令和4年4月～令和5年3月) 8,169件

(2) 認定審査状況(令和4年4月～令和5年3月)

新規	変更	更新	計
3,372件	1,124件	3,673件	8,169件

(3) 要介護(要支援)認定者数(令和5年3月末現在)

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第一号被保険者	1,213	1,394	2,720	2,306	1,729	1,634	954	11,950
65歳以上75歳未満	127	156	221	217	128	106	92	1,047
75歳以上	1,086	1,238	2,499	2,089	1,601	1,528	862	10,903
第二号被保険者	14	33	30	41	21	22	19	180
総数	1,227	1,427	2,750	2,347	1,750	1,656	973	12,130

5 令和4年度介護保険事業会計決算(見込)

歳入	歳出	収支差引
23,414,774千円	22,874,176千円	540,598千円

6 介護保険給付(予防給付を含む)

(1) 居宅サービス延べ受給者数(令和4年4月～令和5年3月審査分)

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者 (月平均)	6,952 (579)	10,759 (897)	24,287 (2,024)	22,803 (1,900)	12,341 (1,028)	8,704 (725)	4,460 (372)	90,306 (7,526)
第2号被保険者 (月平均)	142 (12)	268 (22)	199 (17)	454 (38)	184 (15)	185 (15)	95 (8)	1,527 (127)
計 (月平均)	7,094 (591)	11,027 (919)	24,486 (2,041)	23,257 (1,938)	12,525 (1,044)	8,889 (741)	4,555 (380)	91,833 (7,653)

(2) 地域密着型サービス延べ受給者数(令和4年4月～令和5年3月審査分)

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者 (月平均)	383 (32)	645 (54)	6,852 (571)	6,810 (568)	6,054 (505)	5,308 (442)	3,014 (251)	29,066 (2,422)
第2号被保険者 (月平均)	1 (0)	7 (1)	60 (5)	89 (7)	36 (3)	44 (4)	27 (2)	264 (22)
計 (月平均)	384 (32)	652 (54)	6,912 (576)	6,899 (575)	6,090 (508)	5,352 (446)	3,041 (253)	29,330 (2,444)



(3) 施設サービス延べ受給者数（令和4年4月～令和5年3月審査分） (人)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	計
第1号被保険者 (月平均)	13,680 (1,140)	4,710 (393)	175 (15)	18,565 (1,547)
第2号被保険者 (月平均)	142 (12)	68 (6)	0 (0)	210 (18)
計 (月平均)	13,822 (1,152)	4,778 (398)	175 (15)	18,775 (1,565)

※上記受給者数は、毎月サービス利用者の延べ人数

7 介護サービス給付件数及び給付額（予防給付を含む）

	サービス種類	保険給付件数	保険給付額(円)
居宅サービス	訪問・通所サービス	131,845	5,285,825,852
	短期入所サービス	11,149	1,130,466,932
	その他の単品サービス	108,729	2,414,944,547
	福祉用具購入費	773	24,906,418
	住宅改修費	572	50,771,236
	小計	253,068	8,906,914,985
	地域密着型サービス	30,150	5,868,739,126
	施設サービス（福祉・老健・医療院）	19,533	5,206,728,700
	高額介護サービス費	40,451	491,893,717
	高額医療合算介護サービス費	2,624	79,497,785
	特定入所者介護サービス費	17,255	550,498,306
	合計	363,081	21,104,272,619

〔給付対象期間〕 現物給付：令和4年4月～令和5年3月審査分

償還給付：令和4年4月～令和5年3月決定分

8 高額介護サービス費貸付事業

介護保険サービスの自己負担額（1割～3割負担分）の支払いが困難なときに、高額介護サービス費の支給見込み金額の9割を限度に無利子で貸し付ける。

9 社会福祉法人による利用者負担の軽減

生計を維持することが困難な低所得者及び生活保護受給者について、社会福祉法人が提供する介護保険サービスの利用者負担を軽減する。

軽減の割合は利用者負担額（対象となる介護サービスに係る1割負担額、食費、居住費（滞在費・宿泊費））の原則4分の1、なお生活保護受給者については個室の居住費のみ全額軽減される。

令和4年度実績 対象者 358人 軽減額 46,115千円

10 介護保険利用者負担助成事業

生計を維持することが困難な低所得者で利用者負担が原因で介護サービスの利用を制限せざるを得ない場合に、介護保険利用者負担助成金を支給することにより当該者の負担を軽減する。

11 介護給付適正化事業

介護サービス費の給付適正化を目的として次の事業を行う。(令和4年度実績)

(1) 要介護(要支援)認定の適正化

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ① 委託している認定調査結果の全件チェック | 4,909件 |
| ② 認定調査を委託している介護保険施設を対象とした検証調査 | 8施設 |
| ③ 認定調査を委託している居宅介護支援事業所等を対象とした同席調査 | 35事業所 |

(2) ケアプランの点検 10事業所 50人分

(3) 住宅改修等の点検 6か所

(4) 縦覧点検・医療情報との突合 給付実績全件について実施

(5) 介護給付費通知 11,224件

12 介護保険指定事業所の状況 (令和5年4月1日現在の市内事業所)

(1) 指定居宅介護支援事業所数 77事業所

(2) 地域包括支援センター 14事業所

(指定居宅介護予防支援事業)

(3) 指定居宅サービス事業所数 (みなし指定の事業所は含まない)

- | | |
|---------------|-------|
| ① 訪問介護 | 46事業所 |
| ② 訪問入浴介護 | 7事業所 |
| ③ 訪問看護ステーション | 29事業所 |
| ④ 訪問リハビリテーション | 3事業所 |
| ⑤ 居宅療養管理指導 | 6事業所 |
| ⑥ 通所介護 | 57事業所 |
| ⑦ 通所リハビリテーション | 8事業所 |
| ⑧ 短期入所生活介護 | 30事業所 |
| ⑨ 短期入所療養介護 | 4事業所 |
| ⑩ 特定施設入居者生活介護 | 17事業所 |
| ⑪ 福祉用具貸与 | 23事業所 |
| ⑫ 特定福祉用具販売 | 22事業所 |

(4) 指定地域密着型介護サービス事業所数

- | | |
|------------------------|-------|
| ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 2事業所 |
| ② 地域密着型通所介護 | 24事業所 |
| ③ 認知症対応型通所介護 | 8事業所 |
| ④ 小規模多機能型居宅介護 | 41事業所 |
| ⑤ 認知症対応型共同生活介護 | 22事業所 |
| ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 17事業所 |
| ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 1事業所 |
| ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護 | 4事業所 |

(5) 施設事業所数

- | | |
|-----------------------|------|
| ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 15施設 |
| ② 介護老人保健施設 | 5施設 |
| ③ 介護医療院 | 1施設 |

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業所数

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 訪問型サービス(従前相当) | 34事業所 |
| ② 訪問型サービスA | 11事業所 |
| ③ 通所型サービス(従前相当) | 57事業所 |
| ④ 通所型サービスA | 19事業所 |

生 活 保 護 (生活福祉課)

1 生活保護状況

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	葬祭扶助	世帯人員数	月平均保護率	月平均保護費支払額	月平均保護費支給額(一世帯当り)	
令和4年度 月平均	世帯	1,482	1,483	50	435	1,669	27	4	1,795	‰	円	円
	人員	1,789	1,775	77	440	1,974	31	4	2,143	8.68	292,103,757	162,731

2 保護受給世帯 (令和5年3月現在)

保護世帯数：1,790世帯 《内訳—単身世帯数：1,552世帯(86.7%)、2人以上の世帯：238世帯(13.3%)》

	高齢者世帯		障がい者世帯		傷病者世帯		その他世帯		母子世帯
	単身世帯	2人以上の世帯	単身世帯	2人以上の世帯	単身世帯	2人以上の世帯	単身世帯	2人以上の世帯	2人以上の世帯
世帯数(世帯)	927	49	172	23	290	58	163	56	52
世帯類型内比率	95.0%	5.0%	88.2%	11.8%	83.3%	16.7%	74.4%	25.6%	—
世帯数合計(世帯)	976		195		348		219		52
比 率	54.5%		10.9%		19.4%		12.2%		3.0%

※停止中21世帯を除く。

3 扶助費の推移

(単位：円)

区分 年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助
平成30	966,367,674	497,266,686	12,211,706	113,329,013	1,757,269,495	—
令和元	978,232,651	516,076,620	11,006,793	109,705,016	1,746,933,462	29,108
2	974,212,779	527,934,733	10,771,267	104,439,794	1,715,395,512	277,707
3	967,904,600	528,540,230	9,692,169	108,688,041	1,549,287,467	8,030
4	962,400,056	533,025,922	8,962,832	111,284,454	1,776,325,900	731,272

区分 年度	生業扶助	葬祭扶助	施設事務費	就労自立給付金	進学準備給付金	総 計
平成30	6,683,061	3,541,149	71,970,415	223,310	800,000	3,429,662,509
令和元	5,274,383	4,403,721	81,047,715	356,837	200,000	3,453,266,306
2	6,847,007	3,710,483	86,665,491	690,036	100,000	3,431,044,809
3	6,149,852	3,822,720	98,387,193	740,719	700,000	3,410,745,492
4	5,343,092	3,569,684	101,738,649	563,223	1,300,000	3,505,245,084

障 がい 福 祉 (障がい福祉課)

1 障がい者(児)福祉

(1) 手帳所持者数 (各年度末現在) (人)

区分 年度	身体障がい者 手帳	療育手帳	精神障がい者 保健福祉手帳
平成30	10,819	1,626	1,485
令和元	10,788	1,686	1,544
2	10,856	1,738	1,632
3	10,844	1,775	1,689
4	10,836	1,809	1,777

(2) 身体障がい者相談員

身体障がい者の相談に応じ、必要な指導や支援を行うため、平成24年度より山形県からの権限移譲を受け、山形市が相談員を委託。(令和5年4月1日現在 23人)

(3) 知的障がい者相談員

知的障がい者の相談に応じ、必要な助言・指導を行うため、平成24年度より山形県からの権限移譲を受け、山形市が相談員を委託。(令和5年4月1日現在 7人)

(4) 車いすの貸出

日常生活の便宜を図るため、歩行困難な方に短期間利用として車いすの貸し出しを行う。

(5) 紙おむつ支給

常時失禁状態にある65歳未満の在宅の重度心身障がい者(児)の、清潔な生活環境を確保し、また、経済的負担の軽減を図るため、昭和57年度から紙おむつを支給している。

(6) 人工透析患者通院交通費助成

じん臓機能障がい者が人工透析を受けるため、医療機関への通院に要する交通費の一部を助成する。(年2回支給)

(7) 在宅酸素療法者支援助成金交付

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者(身体障がい者手帳1級・2級の者を除く)が、在宅酸素療法に係る酸素濃縮器を使用した場合に、その電気料金の一部を助成する。(年2回支給)

(8) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

身体障がい者手帳の交付を受けていない、小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の児童等へ日常生活用具を給付する。

(9) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度難聴、中等度難聴児の保護者に対して補聴器等購入費用の一部を助成する。

(10) 福祉タクシー利用助成事業

重度の身体・知的・精神障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー利用助成事業を昭和58年度から実施している。平成7年度から重度の下肢、体幹、移動機能障がいの方は、リフト付タクシーも選択できるようにした。

(11) 福祉給油利用助成事業

重度の障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため、平成23年度から福祉タクシー利用券との選択性による自家用自動車の給油費の一部を助成する福祉給油利用助成事業を実施している。

2 障がい福祉サービス等

(1) 障がい福祉サービス等種類別実利用者数 (令和4年度実績)

①障がい福祉サービス

種類	区分	利用者数 (人)	種類	区分	利用者数 (人)	種類	区分	利用者数 (人)
【介護給付】 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援		299	【訓練等給付】 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 自立訓練(宿泊型) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助		1	【地域相談支援給付】 地域移行支援 地域定着支援		2
		21			5			0
		33			12	小計	2	
		62			84			
		41			128			
		534			568			
		158			40			
		172			4			
小計		1,320	小計		1,115	合計		2,437

②障がい児通所支援

種類	区分	利用者数 (人)
【障がい児通所】		
児童発達支援		357
医療型児童発達支援		5
放課後等デイサービス		759
保育所等訪問支援		29
合計		1,150

(2) 自立支援医療受給者数 (各年度実績)

区分 年度	更生医療 (人)	育成医療 (人) ※1	精神通院医療 (人) ※2
平成30	783	49	2,796
令和元	988	52	2,937
2	749	50	3,084
3	950	57	3,231
4	900	46	3,402

※1 平成25年度より県から市町村に事務移譲された。

※2 各年度末現在

(3) 補装具費支給(購入・修理含む)件数(各年度実績)

区分 年度	障がい者 (18歳以上)	障がい児 (18歳未満)	合計
平成30	360	99	459
令和元	339	84	423
2	335	94	429
3	363	114	477
4	392	86	478

(4) 地域生活支援事業(主なもの)

① 相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との調整を行う。障がい者相談支援センターとして市内6事業所に委託している。

② 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者の設置

昭和63年度から手話通訳者を窓口配置し、市役所を訪れる聴覚障がい者の円滑な意思疎通を図っている。平成13年度からは複数の手話通訳者を配置している。令和3年8月から遠隔手話通訳を実施している。

イ 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者の意思疎通を支援するために、手話通訳者を派遣している。手話のできない中途失聴難聴者のために平成13年度から要約筆記者の派遣を行っている。

③ 成年後見制度利用支援・促進事業

成年後見制度を利用する際の支援等を目的に山形市成年後見センターを設置している。また、知的障がい・精神障がいにより判断能力が不十分であるため成年後見の申立てを必要とする方のうち、身寄りがいない等の理由で親族申立てが期待できない障がい者に対しては、市が代わって申立てを行う。さらに、申立て費用や後見人報酬が負担できない障がい者に対してはその費用を助成する。

④ 日常生活用具給付事業

在宅の障がい者(児)に日常生活を営むうえで必要な用具を給付(貸与)している。

⑤ 地域活動支援センター

障がい者に、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供する。市内4事業所に業務を委託している。

⑥ 移動支援事業

ア 移動支援(個別給付)

屋外での移動に困難がある障がい者に対しヘルパーを派遣し、外出を支援している。

イ 視覚障がい者ガイドヘルパーの派遣

重度の視覚障がい者が病院や公的機関等に外出する場合、付き添いがないと外出が困難な際に、昭和54年度からガイドヘルパーを派遣している。

⑦ 訪問入浴サービス事業

65歳未満の在宅の重度の身体障がい者に対し、入浴車を派遣し、家庭での入浴サービスを行っている。

- ⑧ 障がい者自立支援訓練事業
障がい者向け公営住宅及び福祉ホーム等に入居している重度の障がい者に対し、介助サービス及び自立のための訓練を行っている。
- ⑨ 日中短期入所事業
介護者が疾病等の理由により介護ができない場合、障がい者（児）に対し、施設等において（宿泊を伴わない一時預かりに限る）食事等の介護サービスを提供している。
- ⑩ 心身障がい児機能訓練教室への助成
心身障がい児を対象に、その保護者やボランティアの団体が行う機能訓練教室に対し、補助金を交付している。
- ⑪ 障がい者スポーツ大会等への助成
機能の回復と体力の維持増強を図り、自立更生の意欲を高め、明るい社会づくりに寄与するため、「山形市障がい者スポーツ大会」等に対し補助金を交付している。
- ⑫ 身体障がい者自動車運転免許取得費助成
身体障がい者の職域の拡充、生活圏の拡大を図るため、運転免許取得に要した経費の一部を助成している。
- ⑬ 身体障がい者用自動車改造費助成・重度身体障がい者介護用車両改造費助成
肢体不自由者の社会参加、社会復帰を図るため、自動車の改造に要する費用の一部を助成している。また、車いすの使用に配慮した自動車へ改造または購入する費用の一部を助成している。

3 障がい者手当等

(1) 特別障がい者手当

重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態の20歳以上の在宅の障がい者に手当を支給している。（月額27,980円（令和5年4月から）所得制限あり）

令和4年度支給実績 91,946,950円（令和5年3月末現在 281人）

(2) 障がい児福祉手当

著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態の20歳未満の在宅の障がい児に手当を支給している。（月額15,220円（令和5年4月から）所得制限あり）

令和4年度支給実績 27,021,180円（令和5年3月末現在 159人）

(3) 福祉手当（経過措置）

20歳以上で従来の福祉手当受給資格者のうち、特別障がい者手当の支給要件に該当せず、障がい基礎年金も支給されない障がい者に手当を支給している。（月額15,220円（令和5年4月から）所得制限あり）

令和4年度支給実績 356,520円（令和5年3月末現在 2人）

(4) 特別児童扶養手当受付

心身に障がいをもつ児童を養育している者の福祉の増進を図るための手当（所得制限あり）の受付事務を行っている。

20歳未満の児童1人につき月額（令和5年4月から）

	支給対象児童数（令和5年3月分受給対象児）
--	-----------------------

1級 53,700円	1級該当者 160人
------------	------------

2級 35,760円	2級該当者 439人
------------	------------

(5) 山形市重度心身障がい者福祉手当

公的年金などを受給していない20歳以上の重度の身体障がい者・知的障がい者、及び65歳以上のねたきり高齢者を扶養している者に対して、昭和46年度から重度心身障がい者福祉手当を支給している。（障がい者1人につき 月額4,000円）

令和4年度支給実績 632,000円（13人）

(6) 山形市重度心身障がい児福祉手当

特別児童扶養手当などを所得制限によって受給できない保護者を対象として、昭和43年度から重度心身障がい児童福祉手当を支給している。（障がい児1人につき 月額4,000円）

令和4年度支給実績 144,000円（3人）

(7) 山形市重度障がい者介護者激励金

在宅で全面介助が必要な20歳以上65歳未満の重度障がい者を、6カ月以上介護している方に激励金を支給している。

（年額50,000円以内）

令和4年度支給実績 2,600,000円（52人）



地 域 福 祉（生活福祉課）

1 福祉まるごと支援事業

重層的支援体制整備事業の「多機関協働事業」、「参加支援事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を一体的に行い、個別の支援制度では解決が困難な、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった分野を超えた複合的な課題について、支援関係機関と連携を図りながら支援を行い、各分野ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートすることで包括的な相談支援体制を整備する。

令和4年度実績 相談支援件数 358件

2 我が事・丸ごと地域づくり推進事業

重層的支援体制整備事業の「生活困窮者支援のための地域づくり」（令和4年度から名称変更）

集会所等を活用し、地域住民等が相互に交流を図ることができる活動拠点を設置。活動拠点において、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができる体制を構築する取組を行う。

令和4年度実績 22地区24拠点

地区名	活動拠点	事業開催数	相談件数
第 六	南栄町会館	183	40
第 十	やよい集会所	417	405
鈴 川	鈴川ふれあい館	85	57
第 二	双葉町公民館	234	61
第 三	北部公民館	648	41
第 八	東部公民館	122	58
榎 沢	榎沢コミュニティセンター	84	54
出 羽	出羽コミュニティセンター	60	6
東 沢	東沢コミュニティセンター	331	280
南沼原	南館ふれあい会館	105	54
村木沢	村木沢コミュニティセンター	130	17
第 一	中央公民館	80	1
第 四	小橋町公民館	191	55
第 五	福祉文化センター	139	38
第 七	肴町一区公民館	247	33
飯 塚	飯塚コミュニティセンター	91	73
金 井	金井コミュニティセンター	205	110
明 治	明治コミュニティセンター	76	0
蔵 王	成沢公民館	63	8
滝 山	鳥居ヶ丘集会所	156	60
南山形	南山形コミュニティセンター	225	169
第 十 (2拠点目)	第十地区福祉会館	138	68
鈴 川 (2拠点目)	印役連合集会所	70	21
大 郷 (令和4年7月開設)	成安公民館	68	23

福 祉 施 設

1 山形市総合福祉センター（生活福祉課）

目 的	高齢者、障がい児者、児童、ボランティア団体、女性等すべての市民が利用でき、互いに交流を深めてもらうため設置。「福祉情報の交換、収集、発信の基地」として、本市の福祉活動を推進するための拠点として大きな役割を果たしている。
沿 革	平成7年11月 竣工（温泉付き、平成6年7月着工） 平成8年2月 事業開始
施 設	所在地 山形市城西町二丁目2番22号（霞城公民館北隣） 設置主体 山形市 管理運営 指定管理 指定管理者 社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 敷地面積 10,600㎡ 建物面積 3,442.716㎡ 建物構造 鉄筋鉄骨5階建（1～3階総合福祉センター） 入浴棟、体育ホールは別棟 建設工事費 約35億円 建物の内容 1F センター事務室、高齢者福祉室、会議研修室、児童遊戯室 交流ロビー、軽食喫茶コーナー、授産品展示即売コーナー 福祉機器展示コーナー、一般浴室、身体障がい者用浴室 体育ホール、福祉まるごと相談窓口 2F 事務室、ホームヘルパー室、交流ホール、資料図書コーナー ボランティアセンター、ふれあい総合相談所（相談室） 3F 会議研修室

2 山形市福祉文化センター

沿 革 山形市民の福祉と文化の拠点として、心身障がい者や高齢者、働く女性の福祉の増進及び市街地東部地区民の文化向上を図る目的で、山形市小白川町二丁目（旧市立一中跡地）に山形市総合福祉センター（仮称）として、昭和54年5月に着工し、昭和55年3月に竣工、昭和55年5月1日に山形市福祉文化センターとしてオープンした。

所在地 山形市小白川町二丁目3番47号

施設の概要 福祉文化センターは、次の4つの施設からなっている。

○身体障害者福祉センター「希望の家」

山形市の在宅心身障がい者に対して機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を供与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

1階の一部 556.47㎡

作業訓練室、機能回復訓練室、集会室、相談室等

○老人福祉センター「小白川やすらぎ荘」

山形市の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

2階の一部 789.73㎡

研修室（和・洋）、娯楽教養室、機能回復訓練室、相談室等

○働く女性の家

山形市の働く女性及び勤労者家庭の主婦に対して職業、生活及び家庭生活に必要な指導、講習、実習を行い、並びに休養、レクリエーションのための便宜を供与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

3階の一部 982.79㎡

料理実習室、講習室（和・洋）、軽運動室、託児室、談話ホール等

○東部公民館

地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

1階～3階の一部 1,428.15㎡

学習室（A・B）、講堂、実習室、展示ホール、図書室（市立図書館東部分館）等



○増築施設（平成2年6月竣工）

四施設共用 1階～2階 1,197.29㎡

大講堂、屋内ゲートボール場（15m×20mコート）

建設の概要

敷地面積 4,926.95㎡

建物の面積 (延) 4,954.43㎡（内増築分1,197.29㎡）

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建（一部4階）

総工費 765,824,000円（内増築分195,494,000円）

山形市内福祉施設一覧表

（令和5年4月1日現在）

施設 №	施設名	所在地	関係法	種別	経営主体	事業開始 年 月	定員	電 話
1	あ た ご 荘	大字岩波5	老人福祉法	養護老人ホーム	市社会福祉事業団	昭 21.10	100	622-4570
2	養護(盲)老人ホーム山静寿	大字沼木字下河原1133-1	〃	〃	社会福祉法人	平 26. 4	50	645-8300
3	特別養護老人ホーム 愛 日 荘	大字妙見寺4	老人福祉法 介護保険法	特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設	〃	昭 55. 4	90	632-2791
4	指定介護老人福祉施設 みこころの園	大字沼木字下河原1129-1	〃	〃	〃	58. 4	84	644-7571
5	指定介護老人福祉施設 ながまち荘	長町751	〃	〃	〃	平 2. 7	80	684-2391
6	特別養護老人ホーム 蔵王やすらぎの里	蔵王上野920	〃	〃	〃	5. 4	60	688-7022
7	特別養護老人ホーム 菅 沢 荘	すげさわの丘46	〃	〃	市社会福祉事業団	8. 3	82	646-1160
8	特別養護老人ホーム いきいきの郷	大字成安425-2	〃	〃	社会福祉法人	9. 4	100	681-4765
9	特別養護老人ホーム とかみ共生苑	富神前6	〃	〃	〃	9.11	80	646-5050
10	特別養護老人ホーム サンシャイン大森	大字大森2139-1	〃	〃	〃	平 10.12	90	685-1225
11	特別養護老人ホーム 七日町こまくさ園	七日町四丁目5-20	〃	〃	〃	11. 7	90	628-6000
12	特別養護老人ホーム なごみの里	吉原三丁目10-8	〃	〃	〃	14. 3	90	647-8871
13	六日町あいあい 特別養護老人ホーム	六日町2-7	〃	〃	〃	16. 9	90	641-8421
14	特別養護老人ホーム 山 静 寿	大字沼木字下河原1133-1	〃	〃	〃	23. 4	100	646-3410
15	特別養護老人ホーム さくらホーム山形	嶋北三丁目14-24	〃	〃	〃	24. 4	80	674-7303
16	特別養護老人ホーム みはらしの丘	みはらしの丘四丁目15-3	〃	〃	〃	24. 4	80	688-3854
17	特別養護老人ホーム 福 寿 乃 郷	飯田二丁目7-30	〃	〃	〃	25. 5	100	625-5212
18	やすらぎの里金井	大字内表東1	〃	特別養護老人ホーム 地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	〃	19. 5	29	681-5711
19	特別養護老人ホーム 鈴 川 敬 寿 園	大野目二丁目2-67	〃	〃	〃	20. 4	29	666-8100
20	特別養護老人ホーム 滝山なごみの里	東青田二丁目6-4	〃	〃	〃	21. 4	29	673-0681
21	特別養護老人ホーム 飯塚なごみの里	飯塚町字宮浦1447-4	〃	〃	〃	22. 4	29	679-5021
22	小規模特別養護老人ホーム 福寿草小荷駄町	小荷駄町12-46	〃	〃	〃	23. 4	29	666-6517
23	特別養護老人ホーム ちとせノ杜	落合町205	〃	〃	〃	23. 4	29	634-5525
24	ユトリアケアセンターかすみ	香澄町二丁目3-32	〃	〃	〃	24. 4	29	625-1294

施設 №	施設名	所在地	関係法	種別	経営主体	事業開始 年 月	定員	電話
25	小規模特別養護老人ホーム 「あつぶるの里久保田」	久保田一丁目7-7	老人福祉法 介護保険法	特別養護老人ホーム 地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	社会福祉法人	24. 4	29	647-6330
26	特別養護老人ホーム 沼木敬寿園	大字沼木68-1	〃	〃	〃	24. 4	29	674-9881
27	小規模特別養護老人ホーム みこころの園南山形	大字松原字横手779-1	〃	〃	〃	26. 4	29	665-1122
28	特別養護老人ホーム べにはなの杜	大字大森853	〃	〃	〃	26. 4	29	665-0316
29	小規模特別養護老人ホーム 東部の郷	松波三丁目4-5	〃	〃	〃	26. 4	29	664-3851
30	地域密着型特別養護老人ホーム サンシャイン大森	大字大森2139-1	〃	〃	〃	26. 4	20	685-1225
31	小規模特別養護老人ホーム 大曾根	大字上反田811-1	〃	〃	〃	27. 4	29	674-7741
32	特別養護老人ホーム せん寿の杜	大字漆山字住吉715	〃	〃	〃	27. 4	29	674-8388
33	ユトリアケアセンター なりさわ	成沢西四丁目2-20	〃	〃	〃	27. 4	29	674-7150
34	特別養護老人ホーム あかしや共生苑	桧町三丁目4-17	〃	〃	〃	30. 7	29	674-7777
35	軽費老人ホーム(A型) 蔵王やすらぎの里	蔵王上野920	老人福祉法 社会福祉法	軽費老人ホームA型	〃	昭 60. 4	50	688-6266
36	軽費老人ホームケアハウス 敬寿園	大字妙見寺500-1	〃	軽費老人ホーム(7777)	〃	平 7. 4	50	634-2020
37	ケアハウス いきいきの郷	大字成安425-2	〃	〃	〃	9. 4	50	681-3088
38	漆山やすらぎ荘	大字漆山字月山堂818	老人福祉法	老人福祉センター(B型)	市社会福祉協議会	昭 56. 4	—	686-5567
39	大曾根さわやか荘	並柳47	〃	老人福祉センター(A型)	大曾根さわやか福祉の会	平 元. 7	—	644-0016
40	鈴川ことぶき荘	下山家町字下宿81-5	〃	〃	市社会福祉協議会	元. 9	—	625-3251
41	黒沢いこい荘	大字黒沢字中川原541	〃	〃	社会福祉法人	14. 10	—	688-9060
42	すげさわの丘	すげさわの丘727-47	障害者総合支援法	障害者支援施設	〃	4. 10	60	643-6160
43	いきいきの郷	大字成安425-2	〃	〃	〃	9. 4	50	681-4765
44	山形県リハビリセンター	大字大森385	〃	〃	〃	昭 43. 4	60	686-3722
45	向陽園	大字長谷堂字川原4687	〃	〃	〃	61. 4	40	688-5883
46	山形市総合福祉センター	城西町二丁目2-22	—	—	市社会福祉協議会	平 8. 2	—	645-9230
47	福祉文化 センター	小白川やすらぎ荘	老人福祉法	老人福祉センター(A型)	市	55. 5	—	642-5181
48		希望の家		身障者福祉法				
49	まんさく の丘	こまくさ 学園	児童福祉法	児童発達支援センター	市社会福祉事業団	昭 33. 4	通30	688-3531
50		恵光園	障害者総合支援法	生活介護事業所	〃	58. 9	通40	
51		蔵王通勤寮	〃	宿泊型自立訓練事業所	〃	60. 4	20	
52	介護老人保健施設 サニーヒル菅沢	すげさわの丘727-20	介護保険法	介護老人保健施設	一般財団法人	平 4. 12	100	645-8500
53	介護老人保健施設 さくらパレス	桜田西四丁目3-26	〃	〃	医療法人社団	7. 5	100	628-3980
54	介護老人保健施設 フローラさいせい	沖町79-1	〃	〃	社会福祉法人	8. 4	100	664-1556
55	介護老人保健施設 サニーヒル山寺	大字山寺1973-335	〃	〃	一般財団法人	10. 4	100	667-5010
56	介護療養型老人保健施設 の実	旅籠町一丁目7-23	〃	〃	社会医療法人	22. 3	29	679-5172
57	長岡医院 介護医療院	七日町四丁目5-20	〃	介護医療院	長岡医院	31. 2	18	622-1191
58	山形市漆山デイサービスセンター	大字漆山字月山堂822	老人福祉法 介護保険法	老人デイサービスセンター 通所介護 第一通所事業	市社会福祉協議会	6. 4	35	686-6363

施設 No	施設名	所在地	関係法	種別	経営主体	事業開始 年 月	定員	電話
59	山形市銅町デイサービスセンター	銅町二丁目19-40	老人福祉法 介護保険法	老人デイサービスセンター 通所介護 第一号通所事業	市社会福祉事業団	14. 10	30	615-6440
60	山形市菅沢デイサービスセンター	すげさわの丘46	〃	老人デイサービスセンター 通所介護 認知症対応型通所介護 第一号通所事業	〃	8. 3	通常型 25 認知症型 10	646-1168
61	済生会なでしこ地域包括支援センター	長町751	介護保険法	地域包括支援センター	社会福祉法人	18. 4	—	681-7450
62	地域包括支援センター大森	大字大森2139-1	〃	〃	〃	18. 4	—	685-1224
63	地域包括支援センター敬寿会	五十鈴三丁目6-17	〃	〃	〃	18. 4	—	634-2309
64	たきやま地域包括支援センター	大字岩波5	〃	〃	〃	18. 4	—	622-4577
65	地域包括支援センターふれあい	桜田西四丁目1-14	〃	〃	医療法人	18. 4	—	628-3988
66	山形西部地域包括支援センター	すげさわの丘46	〃	〃	社会福祉法人	18. 4	—	646-1165
67	藤田好生会さくら地域包括支援センター	桜町2-68	〃	〃	医療法人	18. 4	—	635-4165
68	地域包括支援センターかがやき	旅籠町一丁目7-23	〃	〃	〃	18. 4	—	631-8020
69	山形市社会福祉協議会 霞城北部地域包括支援センター	城西町二丁目2-22	〃	〃	社会福祉法人	18. 4	—	645-9070
70	山形市社会福祉協議会 霞城西部地域包括支援センター	城西町二丁目2-22	〃	〃	〃	18. 4	—	647-8010
71	蔵王地域包括支援センター	蔵王半郷79-7	〃	〃	〃	19. 4	—	688-8099
72	済生会愛らんど地域包括支援センター	妙見寺4	〃	〃	〃	19. 4	—	679-3611
73	南沼原地域包括支援センター	大字沼木1129-1	〃	〃	〃	28. 4	—	664-3080
74	金井地域包括支援センター	大字陣場903	〃	〃	〃	31. 4	—	664-2181